社会福祉法人南部町社会福祉協議会会員及び会費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会定款第32条に規定する会員及び会費について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは南部町に居住する者で南部町社会福祉協議会(以下「本会」という。) の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(会員の区分)

- 第3条 本会の会員は次の各号のとおりとする。
 - (1) 一般会員 第4条第1号に定める会費を納入した各世帯の世帯員
 - (2) 賛助会員 篤志・有志の者
 - (3) 特別会員 会社、団体等

(会費)

- 第4条 会員の会費額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 一般会員 1世帯当たり 年額 1,000円
 - (2) 賛助会員 1人当たり 年額 3,000円
 - (3) 特別会員 1団体当たり 年額10,000円
- 2 会費は一括納入とし、その年度の会費は当該年度内に納入するものとする。

(会費の減額)

第5条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減額することができる。

(退会)

- 第6条 会員は、次の場合に退会したものとする。
 - (1) 死亡、転出、または解散したとき
 - (2) 退会の申し出があったとき

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月5日から施行する。

社会福祉法人南部町社会福祉協議会 会員申込書

私はこのたび貴会の趣旨に賛同し、下記のとおり会員の申し込み をいたします。

	住所	
賛助会員	氏名	
	電話番号	3,000円
	住所	
特別会員	法人・企業名	
	代表者名	
	電話番号	10,000円

年 月 日

社会福祉法人南部町社会福祉協議会

会長様

社会福祉法人南部町社会福祉協議会 会費減額申請書

私は、都合により会費を下記の金額	質に減額して納入	致しま [・]	す。
	年	月	E
住所			
氏名			
金額	<u>円</u>		

様

社会福祉法人南部町社会福祉協議会

会長